平成２６年（フ）第３３１号
埼玉県三郷市彦成３丁目258番地　県営三郷彦成団地２―406
債務者　久下　喜幹
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３１０号
埼玉県越谷市七左町４丁目460番地３
債務者　金子　広美（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３２２号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区20棟202号
債務者　藤川　　隆
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３３９号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野４丁目４番地11
債務者　廣木　　塁（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２１８０号
大阪市西成区北津守４丁目４番46号
債務者　仲間みち子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９０８号
大阪府吹田市内本町１丁目22番27号
債務者　川口　　瞳
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９２３号
大阪市東淀川区南江口２丁目７番25号　シャトラン南江口306号
債務者　坂西　純一
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９４５号
大阪府豊中市春日町１丁目３番35号　山﨑由紀子方、住民票上の住所大阪府箕面市粟生間谷西２丁目６番18―302号
債務者　鶴本　秀子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９４８号
大阪府枚方市楠葉野田２丁目25番11号
債務者　中林　あい
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９６６号
大阪市鶴見区浜３丁目12番４―601号
債務者　水野　由美（旧姓河口）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０２７号
大阪市住吉区我孫子西１丁目17番14―503号
債務者　青木　牧美
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０７６号
大阪市西区本田２丁目７番17―801号、前住所奈良県葛城市尺土162番地１
債務者　栗林　健二
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２２３号
大阪市平野区背戸口１丁目20番23号
債務者　吉川　妙子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２８７号
大阪市平野区平野市町１―１―35―103、住民票上の住所大阪市平野区長吉出戸８丁目10番１―301号
債務者　大山　修一
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３８９号
大阪市旭区今市１丁目２番５―515号
債務者　河島　宗明
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５６５号
大阪市浪速区下寺１丁目５番７号藤市夕陽ヶ丘マンション　201号
債務者　前段　道夫
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３号
山形県南陽市椚塚762番地の１くぬぎ荘Ｄ棟203号室、前住所山形県南陽市荻1502番地
債務者　川合　葉月
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで　山形地方裁判所米沢支部